

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 0404
E-mail : sr8seki@mine.ne.jp
HP アドレス <http://srseki.mine.ne.jp>



2008 年 12 月号

根が深い年金記録改ざんの背景

厚生年金の計算をする際に使われる「標準報酬月額」の改ざんが発覚し、その広がり深刻化しています。厚生労働省は、処理が不適切だった可能性の高い約 6 万 9,000 件を優先的に調べるようですが、被害者の救済には時間がかかりそうです。

◆徴収成績主義と未加入事業所放置が背景

標準報酬月額は、厚生年金の支給額を決めるときの基準となるとともに、支払う保険料がこれによって決まり、改ざんによって本来もらうべき年金額が少なくなります。

この改ざんは、保険料滞納を解消するために行われたもので、過去に遡って標準報酬月額を減らしたり、社会保険を脱退して加入期間を短くしたりする方法で行われました。これらは、社会保険事務所職員と経営の苦しい事業主が相談して行ったといわれています。

この背景には、直接的には社会保険事務所における内部事情があります。事業主が保険料を滞納すると社会保険事務所の徴収

成績は下がってしまいます。そのため、担当職員が徴収成績を上げるための手法として、事業主に改ざんや社会保険からの脱退を指導したものです。

同時に、この問題は保険料が支払えなくなった会社をどうするかの問題です。法人でありながら多数の未加入事業所が放置されていることにも原因があり、その背景には根の深い根本的問題があるといえます。

◆被害者の救済が急務

社会保険庁では、その実態把握を行っているようですが、本人が知らないところで改ざんされていたことが明らかになった場合には、国として救済することが必要です。

この問題に関して、報酬の記録を確認したい場合は、社会保険事務所に行くか、社会保険庁の「年金個人情報提供サービス」(<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/>) で照会することができます。

もらえないといわれた年金 もらえるようにした —遺族年金収入制限の壁—

Aさんの夫は電気工事会社の社長さんでした。Aさんが66歳のときに急死し、社長夫人であったAさんは急遽、会社経営を引き継ぐことになりました。

そんなAさんから5年ほど前、「夫は厚生年金に加入していたので知り合いの社労士に遺族年金がもらえるのではないかと聞いたところ、遺族年金はもらえないといわれた。社会保険事務所でもダメといわれたが、納得ができない。」との相談を受けました。

年収850万円以上はもらえない

Aさんが遺族年金をもらえない理由は、夫が死亡の当時、Aさんの収入が850万円を超え、社長になった後も850万円を超えていたからです。私が「引き続き社長さんを続けますか」と聞くと、Aさんは「とんでもない、私は持病があり、すぐにでも退職つもりであった。2・3年後には後継者に引き継ぐつもり」といいます。「そういう事情であれば、遺族年金がもらえるかもしれない。社長を辞めることが決まったら電話ください。」と答えておきました。

それから、4年ほど経過し、Aさんから

電話が入りました。「会社を専務に引き継ぎ退職することにした。」とのことでした。

私は、通常の裁定請求の添付資料のほか、Aさんが代表取締役を退いた株主総会議事録、退職証明、商業登記簿謄本、この間の事情を記した申立書等を添付して社会保険事務所に提出しました。同時に、年金額が一番多くもらえる年金受給選択申出書もつけました。数ヵ月後、Aさんから遺族厚生年金が夫の死亡当時にさかのぼって支給されることになったとの連絡を受けました。

もらえるようになったキーポイント

もらえないと思われた遺族年金がもらえるようになった鍵は次のことにあります。

- ① 夫の死亡の当時、妻の収入が850万円を超えていても、おおむね5年以内に850万円以下になることが見込まれる場合には遺族年金が支給されること。
- ② ①の事実が証明できる書類と申立書を添付したこと。

こうした収入制限は、遺族年金のほか、配偶者加算等にもあり、取り扱いは同様です。

年休を買い上げることは可能か？

就業規則において、年次有給休暇（年休）買上げのルールを定めようと考えています。問題はないでしょうか。

労働基準法（労基法）上、年休を買い上げることは原則として禁止されていると考えられます。そのため、年休を買い上げることによって年休日数を減ずることは違法で許されません。しかし、例外として、年休の買上げが認められる場合があります。

1 年休の買上げは原則として許されない

年休を買い上げることは、労基法で定められた年休取得の権利を金銭によって消滅させることを意味します。

労基法39条が労働者に年休取得の権利を保障した意義は、労働者に休養を与え、活力を育成するということにあります。もし、年休買上げを認めるならば、労働者の休養が保障されないこととなります。そのため、年休の買上げは原則として禁止されているものと考えられています。

通達においても、「年次有給休暇の買上げの予約をし、これに基づいて法第39条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じないし請求された日数を与えないことは、法第39条の違反である。」（昭30. 11. 30 基収4718号）とされています。

2 年休の買上げが許される場合

しかし、以下の2つの理由による場合には年休を買い上げることが許されています。

① 退職するときに残されている年休

労働者が退職し、あるいは解雇された場合、年休を取得する権利も消滅することになります。そうすると、これらのような場合に、労働者が年休取得権を行使することは不可能となります。そのため、年休を買い上げても年休取得権の保障に反することにはなりません。

② 2年の時効により消滅した年休

年休取得権は、労基法115条の時効に関する規定が適用されるというのが行政解釈です（昭22. 12. 15基発501号）。そうすると、年休取得権は2年の消滅時効にかかり、使用者が時効を援用した場合には、年休取得権は消滅することになります。このような場合には、年休取得権の保障に反することにはなりません。

以上の場合であれば、年休を買い上げることは違法ではありません。就業規則にそのルールを規定しておくことも可能です。



●65歳以上の介護保険料が平均180円上昇へ

65歳以上の人を支払う介護保険料が、来年度から3年間、全国平均で月額約180円（約4%）引き上げられて月額約4,270円になる見通しであることが、厚生労働省の集計で明らかになった。介護報酬の引上げに伴う保険料の値上げ分の一部が公費で肩代わりされるため、過去の見直しと比較すると引上げ幅は小さくなっている。（11月27日）

●非正規労働者や若年層への失業給付拡充へ

厚生労働省は、非正規労働者や失業率が高止まりしている若年層に対する失業手当を拡充していく方針を明らかにした。従来の仕組みでは、非正規労働者の一部が雇用保険の適用に入らないため、適用要件である「1年以上の雇用見込み」を緩和することなどを検討するとしている。（11月27日）

●大卒社員の初任給が2年ぶりに増加

厚生労働省が2008年の「賃金基本統計調査」の結果を発表し、大卒社員の初任給が19万8,700円（前年比1.5%増）となり2年ぶりに増加したことがわかった。男性は20万1,300円（同1.3%増）、女性は19万4,600円（1.7%増）だった。（11月21日）

●「労働基準法改正案」が衆議院を通過

割増賃金の割増率アップと時間単位有休制度の創設を盛り込んだ労働基準法改正案が、衆議院の厚生労働委員会で可決され、その後、衆議院を通過した。月に「80時間を超えた部分」

については賃金割増率を50%とするとなっている部分は、「60時間を超えた部分」と修正された。（11月18日）

●後期高齢者医療保険料 口座振替が可能に

厚生労働省は、後期高齢者医療制度における保険料の徴収方法について、原則として年金からの天引きとなっている現在の方式を改め、来年4月からは申請があれば誰でも口座振替で支払うことができるようにする方針を示した。また、65～74歳の人加入する国民健康保険の保険料についても同様の扱いにする考え。（11月18日）

●ケアマネージャー報酬「減額制」を見直しへ

厚生労働省は、要介護者のケアプランを作成する介護支援専門員（ケアマネージャー）の担当先が40件を超えると報酬が減額される仕組みについて、来年4月の介護報酬改定で見直す方針を明らかにした。現行の仕組みは2006年の報酬改定時に導入されたが、ケアマネージャー事業の経営悪化を招いたとの指摘を受けていた。（11月15日）

●雇用保険適用漏れの可能性約1,000万人

本来であれば雇用保険が適用されるにもかかわらず、申請を行っていないために未適用となっている労働者が最大で1,006万人程度いることが、厚生労働省の推計で明らかになった。日雇い派遣労働者や長期雇用のパートタイム労働者が多いと見られている。（11月14日）